

の方より名を折紙に書て、大刀刀などをへて參らせらる、をさな名は或は松竹鶴龜などの齡久しきもの、又は百千萬の多き數、四季の名物などの名をとる事定法なし、をさな名は、何麻呂と名づくる事本也、後に元服して男になりたる時、何太郎、何二郎、何三郎など、名を付也。源氏は平太郎云なり、是をゑぼし名といふ。其時實名をもつくる也、をさな名、何太郎、何次郎などいふ名をつくるは非なり。

〔徒然草上〕人の名も、めなれぬ文字をつかんとする益なき事也、何事もめづらしきことをもどめ、異説をこのむは、淺才の人のかならずある事なりとぞ。

〔元服法式〕元服次第○中略

一元服以前は實名ナメなし、元服の日、加冠の人の名のり字を申受て、家の通り字ある人は、その通り字と、とり合せて實名をつく也、又主君の御一字を拜領して、名乗る事も有リ。

一主君へ御字の儀、願ひ置たらば、主君の御館へ出仕して、御字御腰物等給る也、公方様より御字拜領の事、折紙に被遊候て、御大刀又は御腰物にそへられ候て、御盃頂戴の時に、直に被下候を、一ツに取っていたゝき、御字をば左の手に持退出候、御腰物そへられ候事は、まれの儀に候、先御大刀計に候、御腰物そひ候時は、大刀のおびとりの間に、とりそへ退出候。

一公方様へ御字申請する事、兼日申上候時、下の字、何ご申字と申上二字ともに御筆を染られ被下候事も有之、只御一字計御筆を染られ被下候事通法にて候、御字の折紙は引合也、御字を上におき、下の字は、我家々に定る字を付く事勿論也。

〔刊謬正俗〕名字類

禮郊特性、冠而字之敬其名也。鄭玄註云、重以未成人之時呼之、冠義已冠而字之、成人之道也。左傳、申繹曰、名有五、有信、有義、有象、有假、有類。以名生爲信、以德命爲義、以類命爲象。取於物爲假、取於父爲類。